博士学位論文審査要旨

2022年6月28日

論 文 題 目：　収益認識基準とその財務報告上の意義
学位申請者：　佐藤　郁裕
審 査 委 員：
　主　査：　商学研究科　教授　佐藤　誠二
　副　査：　商学研究科　教授　志賀　　理
　副　査：　商学研究科　教授　稲見　　亨

要　　旨：

2018年3月、我が国の企業会計基準委員会（ASBJ）は企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（以下、新基準）を公表した。これにより、従来、「企業会計原則」において実現主義によるとされるのみで、業種別かつ取引形態に応じて多様な方法が認められていた収益の認識について、我が国ではじめて包括的な基準が策定されることになった。この新基準は、2021年4月以降に開始される事業年度から全面的に適用義務化され、その決算情報も2022年度以降、公開されることになる。そのため、一部、先行適用例はあるものの、全面適用の結果が公開前という現段階において、旧基準と比較検討した先行研究はみられても、新基準適用の全体像を検証し、その実務への有効性まで掘り下げた実証レベルの研究は存在していない。

本論文はかかる状況のもとで、新基準を考察の中心に据え、新基準を通じた我が国における会計基準の構造変化の内容を検討し、また、先行実務に対する影響分析を通じて新基準の果たす役割ならびに将来にむけての課題を明らかにしようとしたものである。

その目的を達成するため、本論文はおおきく分けて、二つの部分から構成されている。

ひとつは、新基準の検証作業を行った部分である。「すべての業種・取引に統一的に適用される包括的な単一モデル」を標榜する国際財務報告基準（IFRS）第15号あるいは同一の内容を有する米国会計基準（US-GAAP）・Topic606を前提として、新基準はそれらとの同等性の確保を課題としたが、では、その目的はどの程度、達成されたのか、その検討がこの部分ではなされる。そこで、本論文は、国際会計基準審議会（IASB）と米国の財務会計基準審議会（FASB）の共同プロジェクトの10年を超えるIFRS第15号の審議プロセスを検討し、そのうえで、我が国における新基準の策定プロセス並びに公表に至るまでの各界の議論を時系列的にフォローしている。そのなかで、本論文は、IFRS第15号が純粋な資産負債アプローチではなく、従来の収益費用アプローチの実現稼得過程モデルと同様の顧客対価額をベースとしたモデルとして成立したこと、そして、そのことが、新基準の導入に対して財務報告関係者側に否定的意見が少なからずある我が国において、策定プロジェクトの開始から適用開始まで6年余りの極めて短期間でプロジェクトが完了した理由だと位置付けている。

もうひとつの部分では、新基準の実務への影響分析が行われる。そこでは、我が国の証券市場に上場するIFRS適用企業、27業種248社がIFRS第15号またはTopic606を初度適用した連結財務諸表ならびに我が国の新基準を先行適用した42社の個別財務諸表を対象に、両基準の初度適用の影響について比較分析が行われる。分析の結果、IFRS第15号またはTopic606と新基準の初度適用の双方の場合で同質の変化がみられ、両基準間の同等性が推定できること、また、

新基準の適用によって、従来の会計処理につき問題がある特定の取引、企業、業種について収益関連情報の変化が見られ、会計処理のばらつきが縮小したことによって、既存の会計基準への「解釈の曖昧さ」が解消され、「基準としての整合性」、「適用の網羅性」が確保され、収益情報としての質が改善されたとする、本論文の結論につながる分析の推定結果を導きだしている。

全体で８つの章から構成される本論文は、数多くの文献ならびに財務データの整理と分析に基づく丹念な論証を経た学術的研究成果である。また、先行研究が数少ないなか、自ら導出した分析結果を用いた説得力ある議論も随所に展開されている。収益認識にとどまらず、今後、継続して適用されていく企業収益に関する会計実務に対して、有効性のある分析視点も提供している。さらに、本論文は、考察対象とした収益認識だけでなく、我が国における国際的協調に向けた会計基準再編という将来課題に対しても有効な示唆を提供しており、学術的な貢献も果たしているといえる。

以上から、本論文は博士（商学）（同志社大学）の学位を授与するに相応しい内容を十分有しているものと評価できる。

総合試験結果の要旨

2022 年 6 月 28 日

論 文 題 目：　収益認識基準とその財務報告上の意義
学位申請者:　佐藤　郁裕
審 査 委 員：
　主　査：　商学研究科　教授　佐藤　誠二
　副　査：　商学研究科　教授　志賀　　理
　副　査：　商学研究科　教授　稲見　　亨

要　　旨：

われわれ審査委員は、2022 年 5 月 31 日 15 時 00 分から約 1 時間半にわたって、上記学位申請論文についての口頭試問および総合試験を実施した。

申請者による学位申請論文の論点並びに構成についての要旨説明を得たうえで、審査委員は当該申請論文における論理展開の内容、先行研究との関係、財務諸表分析結果の詳細、専門知識および用語の理解について質疑応答などを通じて、厳正な審査を行った。申請者は、審査委員の質問に対して誠実に対応し、的確に応答した。それらの結果、申請者の専門的知識、研究能力、当該研究領域における申請論文の持つ貢献度について確認できた。また、本論文は多数の外国文献（英文）を参照、引用・参考しているが、質疑応答に加えて、論文の読解力から、申請者が十分な語学力（英語）を有していることも確認した。

よって、総合試験の結果は合格と認める。

博士学位論文要旨

論文題目：　収益認識基準とその財務報告上の意義

氏　　名：　佐藤　郁裕

要　　旨：

損益計算書のトップラインに位置する「売上高」等の「収益」は、利益の計算構造上の中心要素であり、企業活動の成果を表わす最も重要な情報である。「収益」に関し、米国会計基準(以下、「US-GAAP」)、国際財務報告基準(IFRS)、およびわが国の会計基準(以下、「J-GAAP」)に対し、資産負債アプローチによる包括的な収益認識に関する基準が新しく開発・導入され、全面的適用が開始された。これら、新しい収益認識基準は、実現稼得過程アプローチ、すなわち収益費用アプローチによる旧来の会計基準から、アプローチ方法が一新されたものである。

本論文では、新収益認識基準について、国際化の流れの中でその開発・導入経過をフォローしながら、改正内容の位置づけを行う。また新収益認識基準に基づき開示された財務諸表の分析を通じて、収益情報にもたらした変化内容を検証し、基準の改定の意義を析出することを目的とする。

米国財務会計基準審議会(FASB)と国際会計基準審議会(IASB)は、新収益認識基準の共同プロジェクトを設定し、わが国の企業会計基準委員会(ASBJ)に先行して開発をスタートした。発足当時、収益関連が米国で財務報告不正の最大原因という「経済問題」が新基準開発の背景にあった。

この動きを受けてわが国でも新収益認識基準の開発がスタートしたが、その動機となったものは、「会計基準のコンバージェンス」、すなわち、重要な情報である「収益」に関するUS-GAAP／IFRSとの比較可能性の確保にあった。欧米で共通の国際的な収益認識基準が共同開発・導入された後に、わが国企業の収益情報と比較できない場合に生ずるであろう問題の回避にあった。新収益認識基準は以上の経緯で開発され、US-GAAP／IFRSでは2018年12月期から、わが国では2022年3月期から全面的に適用された。

旧来、収益は、収益取引の稼得過程が実質的に完了し、かつ対価について実現、または実現可能となったことにより認識されていた。しかしながら、この実現稼得過程アプローチによる収益認識では、ⓐ収益認識に関する会計処理の「曖昧さ」、ⓑ会計基準の「整合性」、ⓒ収益関連全取引に対する「網羅性」という課題が認識された。そして、その解決方法として採用されたのが、資産負債アプローチによる新収益認識基準であった。

本論文では以下の構成で論を進めた。

序章では、先に触れた、収益認識での課題と資産負債アプローチによる新収益認識基準開発の経緯、および本論文の目的について記した。

第1章では、収益情報の活用実態、財務報告の中での利益概念、そして計算構造(利益と収益の関係)を確認し、収益情報の意義を考察し、新収益認識基準の位置について示した。

第2章では、わが国の新収益認識基準の開発の前提となったFASB/IASB共同プロジェクトの活動を振り返り、収益認識に係る欧米の認識課題を確認した。資産負債アプローチ採用の理由は収益値の資産・負債に対する「アンカリング」にあることを示し、資産負債アプローチの収益認識基準の理論的な基礎の議論経過をみた。そして、「約束した財・サービス(資産)の支配が顧客に移転したときに、または移転につれて収益を認識する」という資産負債アプローチに基づく収益認

識に至った。これは従来の収益費用アプローチの実現稼得過程モデルの同様の顧客対価額をベースとしたモデルであり、J-GAAP の新収益認識基準の議論の出発点になるものである。

第 3 章では、先行した US-GAAP／IFRS の新基準と、これを受け開発されたわが国の企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」(以下、「会計基準第 29 号」)の内容を概観し、その特徴である資産負債アプローチによる収益認識基準の財務報告実務への適用方法を確認した。会計基準第 29 号では US-GAAP／IFRS で定めた規定を踏襲しつつ、わが国会計実務に問題なく導入するために、国際的な比較可能性を損ねない範囲で 11 の代替的な取扱いを独自に追加した。

第 4 章では、わが国の財務報告関係者である財務諸表の利用者、作成者、監査人の新収益認識基準と収益情報に関する意識について、ASBJ の会計基準開発デュー・プロセスで募集したコメント等および既存の調査資料を利用しながら、考察した。

第 5 章および第 6 章では、新収益認識基準を適用した結果、わが国企業の財務諸表の変化について分析を行った。第 5 章では、US-GAAP／IFRS の新収益認識基準を適用したわが国企業 246 社の連結財務諸表について、新基準適用による財務数値およびその散らばりの変化を分析した。収益認識基準の変更に応じた⓪旧来の IFRS⇒IFRS15、⓫旧来の US-GAAP⇒Topic606、ⓒ旧来の J-GAAP⇒IFRS15、ⓓ旧来の US-GAAP⇒IFRS15 の 4 つのクラスター区分と、27 業種別のクラスター区分を用いた。第 6 章では前記 246 社のうち、個別財務諸表に会計基準第 29 号を早期適用した 42 社の連結／個別財務数値の変化動向の相違を確認した。

終章では、本論文の考察結果、すなわち新収益認識基準への改定の財務報告上の意義についてまとめ、残された問題・課題を提示した。

以上の考察から得られた本論文の分析結果は以下の通りである。

① US-GAAP／IFRS を適用するわが国企業では新収益認識基準適用が連結財務諸表に与える影響は小さかった。また全体として新収益認識基準を適用した収益値(「売上収益等」)は従来の収益認識基準適用の値とほぼ同等であった。一方で、旧来の会計処理が一般と異なる可能性がある特定の企業／業種では財務数値に大きな変化が観測された。このことは分析対象全体の収益値の「ばらつき」が改善されたことを含意する。すなわち、財務諸表利用者が利用する企業の収益値の硬度は、新収益認識基準適用を通じて上昇した。
J-GAAP から IFRS 初度適用と同時に新収益認識基準を適用した企業では、IFRS を継続適用する企業と較べて、収益値のマイナス変化が大きかった。このことは、旧来の J-GAAP の収益認識が新収益認識基準に較べ、実現主義の適用厳格度が異なっていたことを示している。

② 早期適用 42 社での、すなわち、会計基準第 29 号を早期適用した個別財務諸表での収益値の変化は、新収益認識基準を適用したと同時に J-GAAP から IFRS に変更した企業と同様の変化であった。したがって、これまでのところ、会計基準第 29 号は、US-GAAP／IFRS の新収益認識基準と会計処理は質的に同等であり、それらを適用して認識・測定された収益値は比較可能である、といえる。

③ わが国では、財務諸表利用者、監査人、および作成者の一部は、新収益認識基準は規準として明確化され、収益認識に関する財務報告上の問題の解決に資するとして、適用した収益情報は意義が増すという肯定的な評価がある一方、財務諸表作成者の一部に、これまでわが国では収益認識に関して問題がなく、新基準導入では業務工数やコストが増加するため、導入に否定的であるという意見も存在した。

④ 新規適用時の財務数値の分析により、この新基準導入の目的である、会計基準としての「曖昧さ」「不整合」「網羅性の欠如」という課題が解消され、わが国としての課題、「国際的な比較可能性」についても、新基準早期適用の財務数値を通じて確認された。

旧来の収益認識では「曖昧さ」「不整合」「網羅性の欠如」のため、同じ取引事象が同じ会計結果に

ならず、会計不正の温床となっていた。新収益認識基準の導入により、この点は改善した。新収益認識基準は、全体としては旧来の収益認識と実質的な差が小さい一方で、会計処理に問題がある可能性をもつ一部特定の取引／企業／業種では統一された収益認識基準によって会計処理の硬度が上昇する。新収益認識基準の導入により、収益認識での「曖昧さ」が改善され、「整合性」と「網羅性」が確保されたこともうかがえる。財務諸表の利用者が各企業の収益情報を損益計算書上で「そのまま」比較することが可能となった。これで、同一会計基準内のみならず、US-GAAP／IFRS／J-GAAP の会計基準間で収益情報の比較性が確かめられた。

以上のように、収益認識に関する問題が新基準導入で解決・改善された一方で、収益認識基準について次の課題が残っている。

・新収益認識基準による収益情報の「間接的測定」
・収益情報の開示拡充の効果
・新収益認識基準の財務報告不正・財務諸表の虚偽報告の抑制効果
・会計基準第 29 号を適用した連結財務諸表の分析